

講習の対象となる危険行為 14 類型

道路交通法の次の条文に違反する行為は危険行為として講習の対象になります。

1 信号機の信号等に従う義務（第7条）

信号や警察官の手信号等に従わなければならない。

2 通行の禁止等（第8条）

道路標識等により通行が禁止されている道路等を通行してはならない。

3 歩行者用道路を通行する車両の義務（第9条）

通行禁止の対象から除外されている場合等でも、歩行者に注意して徐行しなければならない。

4 通行区分（第17条）

歩道等と車道の区別のある道路では、原則車道を通行しなければならないことや道路（車道）の左側部分を通行しなければならないこと等。

5 軽車両の路側帯通行（第17条の2）

道路の左側部分に設けられた路側帯を通行できる場合であっても、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

6 踏切の通過（第33条）

遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が警報している間に踏切内に立ち入ってはならない。

7 交差点における他の車両等との関係等（第36条）

優先道路や幅員が明らかに広い道路を通行する車両等の進行を



妨害してはならないこと等。

8 交差点における他の車両等との関係等（第 37 条）

交差点を右折するとき、交差点を直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害してはならない。

9 環状交差点における他の車両等との関係等（第 37 条の 2）

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害してはならないこと等。

10 指定場所における一時停止（第 43 条）

一時停止の標識がある交差点では、停止線の直前で一時停止し、交差車両等の進行を妨害してはならない。

11 普通自転車の歩道通行（第 63 条の 4）

歩道中央から車道寄り部分を徐行しなければならないことや歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならないこと等。

12 自転車の制動措置等（第 63 条の 9）

内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならないこと。

13 酒気帯び運転等の禁止（第 65 条）

酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

14 安全運転の義務（第 70 条）

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、道路状況等に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。